

デイサービス「いでしたの光」運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社いでしたケアサービスが開設する、デイサービス「いでしたの光」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定通所介護及び指定1日型デイサービス（以下「指定通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員・介護職員等は、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス「いでしたの光」
- (2) 所在地 広島市西区己斐上三丁目7番22号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定通所介護等の利用申込にかかる調整等を行い、自らもサービスの提供にあたるものとする。

- (2) 看護職員 4名（常勤兼務1名）（非常勤兼務3名）

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の看護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- (3) 介護職員 12名

(常勤専従1名、常勤兼務5名) (非常勤専従2名、非常勤兼務4名)

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- (4) 生活相談員 4名（常勤兼務3名）（非常勤専従0名、非常勤兼務1名）

生活相談員は、利用者からの個別の相談援助、また、利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- (5) 機能訓練指導員 6名（常勤専従2名、常勤兼務1名）（非常勤専従0名、非常勤兼務3名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、個別機能訓練の実施、助言、その他必要な業務の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、8月13日から16日まで及び12月29日から1月3日までの間は除く。

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 1単位 9時00分から17時00分までとする。

(指定通所介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定通所介護等の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市町村長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 機能訓練及び日常生活上の必要な援助
- (2) 入浴介助
- (3) 食事の提供

2 サービス提供中にオムツの提供を行った場合は、1枚当たり100円、サービス提供中にパットの提供を行った場合は、1枚当たり50円を実費として徴収する。

3 昼食の食費として、1回当たり600円を実費として徴収する。

4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用定員)

第7条 指定通所介護等の利用定員は、1単位30名とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業所の看護職員・介護職員等は、指定通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市とする。

(事故発生時における対応)

第10条 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成する。非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者に医師から処方された常備薬等がある場合は、参加時に持参しなければならない。その他、必要な医療情報はサービス利用前に事業所に提供されるべきものであること。

(利用者の虐待防止に対する措置)

第13条 利用者の虐待の防止のための措置を次の通り設ける。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 虐待が疑われる高齢者を発見した場合、速やかに市町村等関係機関等に連絡する。
- (5) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 繙続研修 年2回
 - 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社いでしたケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成22年5月1日から施行する。
- この規程は、平成22年7月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成22年8月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成22年9月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成22年11月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成22年12月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成23年2月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成23年7月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成23年8月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成23年9月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年1月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年6月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年6月18日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年7月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年7月17日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年8月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年9月10日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年10月15日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年11月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成24年12月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年1月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年2月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年3月7日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年6月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年8月12日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年10月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年11月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成25年12月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成26年1月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成26年1月27日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成26年2月1日から一部を変更して施行する。
- この規程は、平成26年2月23日から一部を変更して施行する。

この規程は、令和3年8月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和3年9月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和3年11月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和3年12月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和4年1月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和4年2月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和4年3月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和4年4月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和4年5月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和4年7月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和4年10月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年1月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年1月16日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年2月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年2月15日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年3月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年3月15日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年4月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年4月18日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年5月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年5月15日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年6月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年8月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年9月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年10月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和5年12月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和6年2月1日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和6年5月8日から一部を変更して施行する。
この規程は、令和6年6月1日から一部を変更して施行する。